各特別養護老人ホーム施設長 様

島根県健康福祉部長 (高齢者福祉課)

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例について

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第17条第1項の規定に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第68号)については、本日公布され、居室定員に関する規定を除いて同日に施行されたところです。

この条例の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、これにご留意の上、適切な運営をよろしくお願いします。

記

1 趣旨

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行により老人福祉法 の一部が改正されたことに伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基 準を定めるものである。

2 条例の概要

- (1) 次に掲げる特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム((2)を除く。)の設備及び運営に関する基準を定めること。
 - ① 配置する職員及びその員数
 - ② 1の居室の定員
 - ③ 居室の床面積
 - ④ 入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
 - ⑤ その他設備及び運営に関する事項
- (2) 次に掲げるユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めること。
 - ① 配置する職員及びその員数
 - ② 1の居室の定員
 - ③ 居室の床面積
 - ④ 入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に 関連するもの
 - ⑤ その他設備及び運営に関する事項

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2の(1)の②については、平成25年4月1

日から施行する。

4 条例で定める基準について

- (1) この条例で定める基準については、基本的には国の基準である「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第46号)の規定に準じて定めたものであるが、居室定員に関する基準(ユニット除く)については、本県の実情、関係団体・市町村の意見等を踏まえ、(2)のとおり県独自の基準として定めたところ。
- (2) 居室定員に関する基準(県独自の基準)
 - 対象

特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット除く)

② 内容

国の基準では1人(サービス提供上必要が認められる場合は2人)とされているところを、居室定員は原則1人とするが、入居者のプライバシーの確保に配慮されているとともに、関係市町村に意見を求めた上で地域における特別養護老人ホームの整備その他の状況を勘案して知事が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができるよう規定。

5 条例の解釈及び取扱いについて

条例の解釈及び取扱いについては、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「国通知」という。)に準じることとするが、居室定員及び非常災害に関する具体的な計画については、以下のとおりとする。

(1) 居室定員(条例第10条第4項第1号ア及び第44条第4項第1号ア)

- ① 「入所者のプライバシーの確保に配慮されている」とは、次の措置が講じられていることをいう。
 - ア. 多床室であっても個室的な空間を確保するため、間仕切りや建具等により空間が隔てられ、入所者同士の視線が遮られること。
 - イ. 隔てられた空間についても介護を行える適当な広さが確保され、日 照、採光、換気について十分配慮がなされていること。
- ② 「関係市町村に意見を求めた上で」とは、保険者である市町村は、住民にもっとも身近な行政庁であり、③に掲げる地域の実情を把握していることから、多床室の整備の是非について意見を求めるものである。
- ③ 「地域における特別養護老人ホームの整備その他の状況を勘案して」とは、地域における特別養護老人ホームの整備状況、待機者の数、住民の 意向などの地域の実情を勘案することをいう。
- ④ 本条ただし書きの規定により多床室とする場合にあっては、条例第 26 条第 2 項 (第 48 条で準用する場合を含む)で規定する措置のほか、感染症の患者が発生したときの同室の他の入所者への感染防止対策についてあらかじめ定めておくこと。
- ⑤ 本規定の経過措置については国通知第2の1(13)②の規定に関わらず 以下のとおりであるので留意すること。
 - ア. 平成 25 年4月1日において現に存する特別養護老人ホーム(基本

的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面 的に改築された部分を除く。)について、本規定を適用する場合に おいては、「1人とすること。ただし、居室における入所者のプラ イバシーの確保に配慮されているとともに、関係市町村に意見を求 めた上で地域における特別養護老人ホームの整備その他の状況を 勘案して知事が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすること ができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

- イ. アの規定にかかわらず、平成 12 年4月1日において現に存する特別養護老人ホームの建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について本規定を適用する場合においては、「1人とすること。ただし、居室における入所者のプライバシーの確保に配慮されているとともに、関係市町村に意見を求めた上で地域における特別養護老人ホームの整備その他の状況を勘案して知事が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「原則として4人以下とすること」とする。
- ウ. ア及びイの規定にかかわらず、昭和 62 年 3 月 9 日において現に存する特別養護老人ホームであって、同日前の法第 17 条第 1 項の規定に基づく設備の基準の適用を受けていたものについて、本規定を適用する場合においては、「1 人とすること。ただし、居室における入所者のプライバシーの確保に配慮されているとともに、関係市町村に意見を求めた上で地域における特別養護老人ホームの整備その他の状況を勘案して知事が必要と認める場合は、2 人以上 4 人以下とすることができる」とあるのは、「8 人以下とすること」とする。

(2) 非常災害に関する具体的な計画(条例第8条第2項)

国通知で規定する内容のほか、以下の点に留意すること。

- ① 計画の作成に当たっては、施設のおかれた立地条件及び施設の実態、地域の状況も踏まえ検討を行うこと。特に、施設が土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所、水防法に基づき指定された浸水想定区域、並びに津波浸水想定区域等に所在しているか否かを確認し、当該区域に所在している場合はその災害を想定した防災訓練、避難体制について計画に盛り込むこと。
- ② 計画については、緊急時の体制(連絡体制、避難誘導体制等)、避難経路、避難場所等の確保、被災後の安全確認、市町村・医療機関等との協力・連絡体制の確保など施設の実態に応じた必要な事項を定めておくこと。

6 その他

条例全文(県報号外第 174 号) については、県庁ホームページの島根県報ページよりダウンロードできますのでご利用ください。

http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/info/kenpou/